	中小企	業信	用保険法第2条第5項	頁第7号	号の規定による	る認定申	詩書	
					令和	年	月	日
(あて	(先) 諏請	方市長						
			事業所住	三所				
			事 業 所	名				
			代 表	者 _				
私は、			(注1)_が経営	の相当	程度の合理化に	半う金	融取引の	調整を
行ってい	ることに	こより、	下記のとおり、借入れ	れの減少	>が生じ、経営	の安定に	こ支障が	生じてお
りますの	で、中小	心企業位	言用保険法第2条第55	頁第7号	骨の規定に基づ	き認定さ	られるよ	うお願い
します。								
			= =	記				
1 金融機	関からの	総借入	金残高のうち、		からの借。		の占める %(A/B	
A	年	月	日の		からの借入金残	高		円
В	年	月	日の金融機関からの約	総借入金	残高			円
2			からの借入金残高の減	少率		% (()	D-C)/D	×100)
С	年	月	日の		からの借入金残	高		円
D	年	月	日 (C)の前年同期 の			からの	借入金残	
2 人面地	組みたの	∞/#: フ	金残高の減少率			0/ //		円 (100)
	ほりからの 年	_		公供える		% (()	F−E) <u>/</u> F	<u> </u>
E F	年	月 月	日 の金融機関からの約 日 (E)の前年同期 の					円
Г	+	月	口 (E)の削牛肉麹の	並開城 機	判 //⁴ ′O ♥ノ 形が1日 / √ 匀	<i>₹ク</i> 又同 		円
(注2) (留意事 ① 本認 ② 市町 て、(申請者の会 確認可能が 頃) には別い は又は 保証の申う より、相	全ての会 な残高。 こ、金属 き別区 みをイ 違ない	指定する金融取引の調整を金融機関からの総借入金融機関からの総借入金融証明書、財務諸表、借入試験機関及び信用保証協会に長から認定を受けた日から記定を受けた日からです。	残高及び 証書等を による金 ら30日	(注1)の金融 添付すること。融上の審査があ 以内に金融機関 商 第 令和	機関から ります。 又 は 年 年	の借入金 引保証協会 月	残高が に対し 号 日
(注) 信用	保証協会	への申	1込期間:令和 年	月		年	月	日まで
				諏	訪 市 長	金子	ゆかり	印